著作権研究（連載 33）

時代の記録が残せない、スナップ写真の危機!

―歴史の証言者スナップ写真を残すために―

山口 勝廣　（常務理事 著作権担当）

「着衣姿のスナップ写真を撮って逮捕！」ネット上の大きな波紋

こんなショッキングな報道が新聞やネットで流れた。記事によると、2014 年 8 月東急田園都市線の電車の中で、川崎市環境局勤務の男性が隣席の女子大生を USB メモリ型カメラで撮影、これを「盗撮」として通報、逮捕された。しかし、逮捕後の調査で女子大生の下着類は一切写っておらず全身であって、「着衣姿を写しただけで逮捕される」という事実は、瞬時にネットに広がり大きな波紋となった。

「神奈川県迷惑防止条例違反」と看做されたことによるが、携帯電話やスマホといった写真撮影機能を備えたタブレット端末の急速な技術開発や普及にも大きく影響されている。この案件は、後日、不起訴になったと報じられた。

軽率で不審な行動、いかがわしい覗き、隠し撮りならばともかく、シャッターを切らずとも、デジカメや携帯、スマホのファインダーを向けただけでも「迷惑」と感じられれば逮捕の危険性が生じる。

≪スナップ写真が撮りづらくなった要因と対応策≫
―誤解を生む撮影態度―

ソーシャルネットワーキング時代となった今日、誰にでも鮮明な写真が写せ、同時に画像を送信したり、SNS にアップして楽しむことができるようになった。反面、プロとアマチュアの差が明確にならず、作品なのか情報なのか判断の難しいコンテンツが流通。ましてネットにアップされた画像は著作権管理が大変困難な時代となった。そのような観点から、プロの作品もアマチュアの画像も、まして写真と意識しない人達のものまで、十把一絡げにした写真として同一視されている。表現にはプロもアマチュアも関係がないが、思想信条に基づいて撮影された作品と写真と意識しない人たちによって撮られた写真を同一視されることによって、撮影態度が迷惑行為等の摘発や逮捕の結果として混乱や誤解を生む要因ともなっている。

犯罪行為になるような撮影態度は言語道断であるが、誰もが情報の発信ができる環境が整ってきた半面、氾濫する情報の海に埋没し、トラブルや混乱が生じている。決して携帯電話やスマートホン等の利便性と機能を否定するものではないが、時としていかがわしい態度や「覗き」、「隠し撮り」といった他人が不審感を抱いたり、不快感を抱くような曖昧な撮影態度は現に慎むべきである。写真といえるかどうかは別として、手軽に写真が撮れる今日、撮られる側に対する配慮、ルールとマナーが欠如した姿勢や態度は社会の秩序を乱すことになる。

環境の悪用、痴漢・犯罪行為や明らかな迷惑行為、あからさまに個人の肖像権を侵害するような行為は許されない。科学開発や時代の変遷に伴い写真による記録や表現活動はさらに広範囲に利用される傾向にある今日、犯罪となるような興味本位な撮影態度は、全ての写真家に対する評価を著しく下げることになり、カメラを手にスナップをする写真家の姿をみれば、不審感や疑惑の目が集中することになる。カメラを向けただけでプライバシーの侵害とか、肖像権侵害などといわれる時代、撮影にあたっては、隠し撮りや盗み撮りといった姑息な方法ではなく、常に正々堂々とした態度でいることが必要である。

一方では肖像権やプライバシー・名誉といった個人の権利意識や重要性の高まりが、個人情報などと相俟って誤った過剰反応を起こし、悪質な権利主張や言いがかりにもなる。現に、人情の厚い谷根千と呼ばれる下町辺りでは、路地や裏庭にまで入り込む写真愛好家の態度に、地域こぞって写真撮影禁止としたところまで出始めている。

写真を撮るための「ルールとマナー」は特別なことではない。一般的なモラルや道徳、全てその範疇にあるといえる。

【類似事件有罪】

- ズボン姿の尻撮影、罰金 30 万円　最高裁上告棄却・・自衛官（2008 年）　北海道迷惑防止条例　旭川市内のスパー買い物女性、5 分間、40 メートル付け狙い、至近距離からカメラ付き携帯電話でズボン姿の尻を 13 枚撮影。(社会通念上、性的道義観念に反する下品でみだらな言動、地裁判決は後ろ姿全体であり無罪判決、高裁は、みだらな言動として逆転有罪、裁判官 5 名のうち 1 名、尻だけ撮影とは認められず無罪の意見)
- 路上「SEX」T シャツスナップ、35 万円支払い命令、東京地裁(2003 年 7 月)
- 盗撮で男性教諭懲戒免職
  和歌山県立高校、女子生徒のスカートの中をデジタルカメラで。
- 盗撮、駅階段でスマートホン、2 ～ 3 年前から 20 回、淀

川署巡査部長減給6カ月。
・盗撮弁護士、事務員のスカート内、デジタルカメラ、大阪弁護士会業務停止6カ月の懲戒処分。
・病院の女子トイレ小型カメラ設置盗撮、和歌山院内飲食店男。
・女子中学生下半身スマホで保存、懲戒免職、京都市教委員会。
・JR西社員による車内盗撮行為で逮捕、動画撮影機能付き携帯電話、女性スカートの中(2014年)

警視庁：去年1年間盗撮検挙・615件　前年より121件増(24%増)

「迷惑防止条例」とは、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって住民生活の平穏を保持することを目的とする、日本の条例の総称であり、47都道府県や一部の町村に定められている。これらの違反に対しての罰則は、自治体ごとに異なる。迷惑防止条例は親告罪でないため、被害者の告訴がなくても控訴を提起できる。

迷惑防止条例では、撮られた側の裁量によることが多く、「勝手に撮った！」と被害を訴えられたら、現行犯として即逮捕という可能性がある。

・スマホを向けるだけで「盗撮」と判定！岩手県警の条例改革案(2013・11・18)

≪写真作品の価値観の見直しの必要≫

「創意工夫、思想信条のある写真はすべて著作物」とした現行著作権法は画期的な法として写真界はこぞって歓迎した。写真著作権の保護期間も含めて長い差別を受けてきた写真界にとってはこの上ない喜びであった。しかし、携帯電話からスマホ、各種タブレット端末に撮影機能が装備され、一億総写真家といわれる時代になって、単に写し撮られた写真情報の全てに著作物と言った評価を与えるべきかどうか、今この時点で検討の必要があるように思う。一般的な社会では、全てひっくるめて写真と表現しているが、単なる情報画像は著作物とは言えず、そのあたりに社会的な混乱や誤解が生じ、「盗撮」「隠し撮り」という写真と同様な表現を用いることによって、事件や犯罪と「写真」が語られることに違和感を覚えるものである。

写真作品は思想又は感情を創作的に表現したものであり、そこには写真家の強いメッセージが表現されている。単なる情報画像などの写真との明確な定義付けの無い日本では、今後も起こりうる問題である。勿論、表現とは使用カメラや形態に左右されるものではないことは百も承知しているが。

■スナップショットでのトラブル

スナップ写真について、親しい写真家仲間の声。

・何年も前、故人となった親しい写真家が九州の村落で元気な子供たち数人を撮影、プリントを送ろうと住所を聞いた。子供たちと別れ村落の撮影を続けていたところパトカーが走ってきて職務質問を受けた。子供らの保護者から怪しまれたらしい。イヤー、スナップも撮りにくくなったね、と語っていた。
・神奈川県下米軍基地周辺で公道から基地だけでなく風景を撮影していたところ、パトカー数台がサイレンを鳴らしてきた。撮影していたのは写真学習の一環であるが、「撮影目的、グループの責任者名」を質問される。「目的は写真の勉強で基地のある街を撮影している、責任者は決めていない」と答えるが、質問は繰り返された。
・写真学校の学生に都内繁華街で街角の風景を課題にしたところ、「ショーウインド、ビルの外観は撮影禁止」と多数の学生が警備員から言われ、殆ど撮影できなかった。街角での撮影は昔ほど自由ではなくなった、と語っている。

《スナップ写真は時代の証言者！》
―時代を写し撮る写真記録の重要性―

「スナップ写真と盗撮とは全く別の次元のもの」権利意識のみが一人歩き、撮る側も撮られる側も過剰反応や誤った解釈のもとで写真撮影が難しいと躊躇したりする傾向がある。しかし、スナップ写真には、街中のファッションや髪型、子供たちのいでたちといった風俗、交通機関や建築物、そのどの一つにも時代を語る要素があり、社会や歴史の貴重な記録となって後世に伝え残されるものがある。それほどスナップ写真は文化の記録には欠かせない。そこに写真家のメッセージが明確に表現されていなければならない。撮影にあたっては、隠し撮りや盗み撮りといった姑息な方法ではなく、常に正々堂々とした態度でいることが必要である。

盗撮となると都道府県の迷惑防止条例違反や、民家の裏庭などに入っての撮影は、住居不法侵入などとして摘発を受け犯罪者として扱われることにもなりかねない。時と場所により、臨機応変な対応が必要。

また、興味本位で悪意を感じられるような写真の扱いや公表は、名誉毀損や人権侵害といった問題が生じ、十分な注意が望まれる。

★注意すべき点

被写体の対象になる人への配慮。

撮られる側には「肖像権」(プライバシー権)といって撮られたくないという権利があり、特定の人をアップで撮ったり、悪意を感じる表現や、仕事の邪魔になるような撮影は避ける。「カメラを持った暴力」にならぬよう要注意。

ただでさえ世の中がギスギスし、権利主張の声が高まる中「**特定秘密保護法**」が施行され運用が開始された。何が秘密なのかの内容も明確化されず、国会のチェック機関「情報監視審査会」は、衆参両院ともに設置されていない状況でのスタートとなった。これがまた写真家の日常的なスナップ撮影に支障をきたす懸念がある。